

磐田市成年後見支援センター運営業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和6年11月

磐田市健康福祉部福祉相談課

—目 次—

1	目的・趣旨	1
2	契約の概要	1
3	スケジュール	1
4	参加資格	1
5	質問書の提出及び回答	2
6	参加意思確認	2
7	辞退届の提出	2
8	企画提案書等の提出	2
9	審査及び審査基準	3
10	結果通知	4
11	契約	4
12	その他の事項	4
13	問合せ先及び申請データ提出先	4

1 目的・趣旨

本事業は、成年後見制度の利用に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、磐田市（以下、「市」と言う）が設置する成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用促進を担う中核的な機関として事業を実施し、市はセンター運營業務を委託するにあたり、利用促進等に向けた提案を取り入れるため、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する。

この要領は、「磐田市成年後見支援センター運營業務委託」に係るプロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めたものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 磐田市成年後見支援センター運營業務委託
- (2) 業務内容 別紙「磐田市成年後見支援センター運營業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
※単年度契約とする
- (4) 運営財源 企画提案の際は、次の上限額以内で見積額を提示すること。
磐田市成年後見支援センター運營業務委託
委託料上限額 11,083,600 円（消費税及び地方消費税を含む）
※委託料は 1 年あたりの金額とする。
※原則、委託期間中の 3 年間は委託料の増減はないものとする。また、予算は磐田市議会の議決を要するため、上記の委託料を保証するものではない。

3 スケジュール

項目	日程	備考
① 募集開始・質問受付	令和 6 年 11 月 11 日（月）から	ホームページ
② 質問書提出期限	令和 6 年 11 月 22 日（金）まで	電子メール
③ 質問回答	令和 6 年 11 月 27 日（水）まで	ホームページ
④ 参加表明書提出期限	令和 6 年 12 月 2 日（月）まで	電子メール
⑤ 辞退届提出期限	令和 6 年 12 月 6 日（金）まで	電子メール
⑥ 企画提案書提出期限	令和 6 年 12 月 9 日（月）まで	電子メール
⑦ プレゼンテーション	令和 6 年 12 月 16 日（月）	
⑧ 審査結果通知	令和 6 年 12 月末日まで	電子メール

4 参加資格

参加資格がある者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、以下の(1)から(4)までの全ての条件を満たす者であること。

- (1) 磐田市物品製造等入札参加資格名簿の「73 その他委託 05 福祉関連業務」に登録されていること。（令和 6 年 12 月 1 日時点）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (3) 役員に次のアまたはイのいずれにも該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当する者がいないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村税及び磐田市税の滞納がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 質問書の提出及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。

- (1) 期 限 令和6年11月22日（金）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。
- (3) 回答方法 質問書の回答は、令和6年11月27日（水）午後5時15分までに質問者を特定する部分を除き、すべて市のホームページに掲載する。

6 参加意思確認

参加資格の要件を満たした者で、業務への参加を希望する場合は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。提出がない場合は、プロポーザルに参加することができないものとする。

- (1) 期 限 令和6年12月2日（月）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。

7 辞退届の提出

参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。

- (1) 期 限 令和6年12月6日（金）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ電子メール添付で送付すること。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等については、以下のとおり提出すること。

- (1) 期 限 令和6年12月9日（月）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ア 法人の概要（様式第3号）
 - イ 磐田市暴力団排除条例の規定に該当しない旨の誓約書（様式第4号）
 - ウ 磐田市成年後見支援センター運營業務の業務委託に係る企画提案書（様式第5号）

- エ 収支計画書（様式第 6 号）
 - オ 人員配置計画（様式第 7 号）
 - カ 法人の定款
 - キ 法人の履歴事項全部証明書（応募の 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- (3) 提出にあたっての留意点
提出先へ電子メール添付で送付すること。

(4) 電子データ提出における注意事項

提出するデータのファイル形式は、原則として、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel 又は PDF 形式とすること。（これに抛りがたい場合は、市まで申し出ること）。市は 10MB を超える電子データを受信できないため、10MB を超える場合には、メール件数を分けて送信すること。なお、電子データの分割等をして 10MB を超える場合は、市に連絡すること。

メールアドレス : shogaifukushi@city.iwata.lg.jp

表題 : 【磐田市成年後見支援センター運営業務委託】企画提案書（事業者名）

9 審査及び審査基準

(1) 方法

審査は、プレゼンテーションにより審査項目に基づき採点し、最高得点を得た者を優先交渉権者とし、2 番目に高い者を次点交渉権者として選定する。ただし、各選定委員の得点の合計が満点の 6 割に満たない者は交渉候補者とししないものとする。

なお、企画提案者が 1 者であっても審査を行い、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者とする。また、評価経過及び結果等に関する問い合わせには、一切応じないこととする。

(2) 開催日

令和 6 年 12 月 16 日（月） ※時間、場所は後日通知

(3) 所要時間

プレゼンテーション 20 分（パソコンを使用しての説明も可）

質疑応答 10 分

※パソコンを使用する場合は提案者が持参、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。

(4) 出席人数

1 事業所あたり 4 人以内とする。

(5) 審査項目

選定基準	審査項目
基本事項	(1) これまでに権利擁護事業に関する実績があるか。 (2) 事業の趣旨を理解した上で、目的が設定されているか。
実施体制に関する事項	(1) 事業の実施に必要な資格、知識、経験等を有する職員が、不足なく配置されているか。 (2) 職員の資質向上のための具体的な取組（研修）が計画されているか。 (3) 情報セキュリティや個人情報に関する組織的な体制整備がされているか。

実施方法に関する事項	(1) 成年後見支援センターの運営について、具体的かつ有益な提案があるか。 (2) 相談業務の方法について、具体的かつ有益な提案があるか。 (3) 広報業務について、具体的かつ有益な提案があるか。 (4) 利用促進業務について、具体的かつ有益な提案があるか。 (5) 後見人等支援業務について、具体的かつ有益な提案があるか。 (6) 権利擁護検討会及び利用促進協議会の運営について、具体的かつ有益な提案があるか。
------------	---

10 結果通知

審査結果は、令和6年12月末日までに応募者へ電子メールで通知する。なお、結果に対する問い合わせには応じない。

11 契約

優先交渉権者と市は、市議会における関係予算の議決後、随意契約による委託契約を締結する。

市は、業務履行期間の年度の当該業務予算の減額又は削除があった場合は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

また、優先交渉権者選定後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求する場合がある。

12 その他の事項

- (1) 提出データの内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (2) 提出後の提出データの変更、差替え又は再提出は認めない。(ただし、軽微なものを除く。)
- (3) 提出データの著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、市は優先交渉権者の提出書類を自由に使用できるものとする。
- (4) 提出データは、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) データ送信等の遅れによってプロポーザルに参加できない場合、市はその責を負わない。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 企画提案者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合に、優先交渉権者とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎてデータが提出された場合
 - イ 提出されたデータの内容に虚偽があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ その他、市があらかじめ指示した事項に違反又は従わなかった場合
- (9) 提出された企画提案書は、磐田市情報公開条例（平成17年条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となる。

13 問合せ先及び申請データ提出先

〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7

磐田市健康福祉部福祉相談課（磐田市総合健康福祉会館 3 階）

電 話：0538-37-2789

電子メール：shogaifukushi@city.iwata.lg.jp